

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	サッシ及びガラスの熱損失防止性能の向上を進める政策	
担当部局	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部・新エネルギー部省エネルギー対策課 辻本 圭助 電話番号:03-3501-9726 e-mail:shhoouene-pub@meti.go.jp	
評価実施時期	平成26年8月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)規制の目的 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。 これまでエネルギーを大量に消費する機械器具を対象に製造事業者及び輸入事業者に対してエネルギー消費効率の向上努力を求めてきたところ、昨年5月の省エネ法改正により、民生部門の更なる省エネ対策を目的として、自らエネルギーを消費しなくても住宅・建築物のエネルギーの消費効率の向上に資する建築材料について新たにトップランナー制度(以下「建材トップランナー制度」という。)を設けることとなり、昨年12月には断熱材を対象とした建材トップランナー制度が施行された。 今回の政令改正では、熱損失防止建築材料のうち、国内において大量に使用され、かつ、熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであって性能の向上を図ることが特に必要な建築材料(以下「特定熱損失防止建築材料」という。)として、サッシ及びガラスを建材トップランナー制度の対象とすることで、民生部門におけるより一層の省エネを進めることを目的とするものである。</p> <p>(2)規制の内容 改正後の省エネ法(以下「改正省エネ法」という。)では、特定熱損失防止建築材料に対して、現在使用されている建築材料のうち熱損失防止性能が最も優れている建築材料の性能等を勘案した基準(以下「建材トップランナー基準」という。)及び表示に関する事項を定め、それらの製造、加工又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という。)に対して当該基準に照らした熱損失防止性能の向上及び表示を義務付けている。 具体的には、経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料の熱損失防止性能の向上に関し、製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、当該事業者等に業務の状況を報告させる。上記報告の結果、特定熱損失防止建築材料につき、上記判断の基準となるべき事項に照らして熱損失防止性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、経済産業大臣は、熱損失防止性能の向上を図るべき旨の勧告を行うことができる。さらに、本勧告に従わなかった場合には、事業者名の公表、命令の措置がなされる。また、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処すこととしている。(改正省エネ法第81条の3、同法第81条の5において準用する同法第79条、同法第87条及び同法第95条) また、経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料について熱損失防止性能に関し表示すべき事項を定めることとしている。製造事業者等がこれに違反して表示を行わなかった場合にも、同様に勧告、公表、命令の措置が行われることとされ、命令に従わなかった場合には100万円以下の罰金に処すこととしている。(改正省エネ法第81条の4、同法第81条の5において準用する同法第81条及び同法第95条)</p> <p>(3)規制の必要性 我が国の最終エネルギー消費量の推移を見ると、全体の3割程度を占める民生部門において増加が顕著であり、省エネ対策のより一層の強化が求められている。戸建住宅等に用いられるサッシ及びガラスをトップランナー制度の対象とすることは、民生部門のうち家庭部門における消費電力量の3割弱を占める冷暖房によるエネルギー消費量の低減に大きく資することから、措置を講じることが必要である。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	<p>[名称]エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 [関連条項] ・特定熱損失防止建築材料(第23条の2) ・特定熱損失防止建築材料の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件(第23条の3)</p>	
想定される代替案	代替案:政府が定める水準及び測定手法によって製造事業者等が自己認証を行い、当該性能の表示等を実施して性能の向上を図る。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	・製造事業者等は、目標年度に告示で定める基準で示す熱損失防止性能の達成が求められるため、高性能なサッシ及びガラスの製造ラインの増設や技術開発等の対応が必要となり、設備投資や研究開発に係る追加費用が必要となる。	・製造事業者等がサッシ及びガラスの熱損失防止性能の向上に取り組んだ場合には、高性能なサッシ及びガラスの製造ラインの増設や技術開発等のための追加費用が必要となるが、任意の措置であることから、製造事業者等が市場動向や企業経営等の観点から必要と認める範囲内で投資を行うことになるため、追加費用は限定的である。また取り組まない場合には、追加費用は発生しない。
(行政費用)	・製造事業者等に対して、目標年度における基準達成状況について報告徴収確認作業を行うため、業務が増えることにはなるが、現在トップランナー制度の対象となっているエネルギー消費機器において同様の業務執行を実施しており、同様の業務フローが活用できるため、費用の追加負担は極めて限定的である。	・政府が水準、手法を定めることでの負担はあるが、基準策定後は任意の自己認証であるため、行政機関として、仮に任意の政策効果を確認する必要があるとしても、費用の追加負担は極めて限定的である。
(その他の社会的費用)	・規制導入時には、製造事業者等による設備投資・研究開発のコスト回収のための一時的な値上がりの可能性を排除できないが、その場合であっても、熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスの普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから、サッシ及びガラスを施工した建築物を販売する者における費用負担は限定的である。なお、これまでトップランナー制度を導入してきたエネルギー消費機器においても、省エネ効率改善の中で、平均価格が大幅に上昇しているような傾向は見受けられない。	・製造事業者等が熱損失防止性能の向上に取り組んだ場合には、設備投資・研究開発のコスト回収のための一時的な値上がりの可能性を排除できないが、その場合であっても、熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスの普及によりコストが回収され、価格が安定していくことから、サッシ及びガラスを施工した建築物を販売する者における費用負担は限定的である。また、取り組まない場合には、追加費用は発生しない。このため、熱損失防止性能が向上する中で、平均価格が大幅に上昇する可能性は低いと考えられる。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
(遵守便益)	・建材トップランナー制度の対象製品となることで、熱損失防止性能に係る情報を購入者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品購入時のインセンティブ等に影響を与えることが期待できる。 ・建材トップランナー制度導入により研究開発投資が促進され、中長期的には競争力強化につながるが考えられる。	・製造事業者等が熱損失防止性能の向上に取り組んだ場合には、熱損失防止性能に係る情報を購入者に分かりやすくアピールすることができ、間接的に製品購入時のインセンティブ等に影響を与える可能性があることに加え、研究開発投資の促進による中長期的な競争力強化が期待できるものの、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、建材トップランナー制度導入よりも効果は限定的である。
(行政便益)	特に発生する便益は想定されない。	特に発生する便益は想定されない。
(その他の社会的便益)	・サッシ及びガラスの熱損失防止性能が確実に向上するため、冷暖房に係るエネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が見込まれることから、戸建住宅等の熱損失防止性能に係る情報を最終消費者に分かりやすくアピールすることができ、購入時のインセンティブ等へ影響を与えることが期待できる。 ・サッシ及びガラスの熱損失防止性能が確実に向上するため、冷暖房に係るエネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が消費者の便益として見込まれる。 ・建材トップランナー制度を導入することにより、製造事業者等の技術力の向上につながる。とともに、我が国に熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスが普及することは、戸建住宅等の省エネ性能の向上により、エネルギー消費量の低減を通じた我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合(温室効果ガス排出削減)に寄与する。	・販売する者が熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスを使用する場合は、冷暖房に係るエネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が見込まれることから、戸建住宅等の熱損失防止性能に係る情報を最終消費者に分かりやすくアピールすることができ、購入時のインセンティブ等に寄与する可能性があるものの、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、建材トップランナー制度導入よりも効果が限定的である。 ・製造事業者等が熱損失防止性能の向上に取り組んだ場合には、冷暖房に係るエネルギー消費量の低減によるエネルギー消費コストの低減が見込まれるものの、任意の措置であるため、取り組まない場合もあることから、建材トップランナー制度導入よりも、その効果は限定的である。 ・我が国に熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスが普及することは、戸建住宅等の省エネ性能の向上により、エネルギー消費量の低減を通じた我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合(温室効果ガス排出削減)に寄与するものの、任意の措置であることから、取り組まない場合もあるため、建材トップランナー制度導入時
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	建材トップランナー制度導入に伴い、製造事業者等や行政機関の追加負担費用が発生すると考えられるものの、製造事業者等による熱損失防止性能の向上、消費者による当該製品の導入促進、これらに伴うエネルギー消費量の低減等により、省エネ法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に進めつつ、かつ、製造事業者等の競争力の強化にも寄与することが期待されることから、我が国全体のエネルギーセキュリティの向上や環境適合という社会的な便益が非常に高く、便益が費用を上回ると考えられる。他方、建材トップランナー制度導入に対する代替案である製造事業者等による任意の措置は、その取組が任意であるが故に、取り組まれない場合もあることから、エネルギー消費量の低減等による便益が限定的であると考えられる。 先述のとおり、我が国の最終エネルギー消費の推移からも、全体の3割以上を占め、増加が顕著な民生部門における省エネ対策が最終エネルギー消費量の削減のためには必要不可欠である。そのため、熱損失防止性能の高いサッシ及びガラスの普及を確実に推進できる改正案を講じ、民生部門における省エネ対策を進めることが適切であると考えられる。 以上に鑑み、国内で大量に使用され、熱の損失が相当程度発生する部分に用いられ、熱損失防止性能の改善する余地のあるサッシ及びガラスについて新たに建材トップランナー	
有識者の見解その他関連事項	総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築材料等判断基準ワーキンググループ(第4回:平成26年8月27日開催)において、有識者により審議した結果、サッシ及びガラスを建材トップランナー制度の対象に追加することで了承された。	
レビューを行う時期又は条件	サッシ及びガラスに係る建材トップランナー制度で定める目標達成年度である2022年度を経過した時期を予定。また、2022年度に達する前であっても、製造事業者等の協力を得た上で情報を収集し、レビューの要否を検討する。	
備考		